

# 長野県地域防災計画

## 火山災害対策編

令和2年度修正（案）  
（令和3年3月）

### 新旧対照表

| 新  | 旧   | 修正理由・備考        |          |   |  |       |                |          |   |                |
|--|---|----------------|----------|---|--|-------|----------------|----------|---|----------------|
| <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 420 1273 646"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10)電力会社</td> <td>(<del>中部電力株</del>、<del>中部電力パワーグリッド株</del>、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株)<br/>ア 電力施設の保全、保安に関する事。イ 電力の供給に関する事。</td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称   | 処理すべき事務又は業務の大綱 | (10)電力会社 | ( <del>中部電力株</del> 、 <del>中部電力パワーグリッド株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株)<br>ア 電力施設の保全、保安に関する事。イ 電力の供給に関する事。 | <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1374 420 2466 600"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10)電力会社</td> <td>(<del>中部電力株</del>、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株)<br/>ア 電力施設の保全、保安に関する事。<br/>イ 電力の供給に関する事。</td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | (10)電力会社 | ( <del>中部電力株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株)<br>ア 電力施設の保全、保安に関する事。<br>イ 電力の供給に関する事。 | <p>事業者名の修正</p> |
| 機関の名称  | 処理すべき事務又は業務の大綱  |                |          |   |  |       |                |          |   |                |
| (10)電力会社   | ( <del>中部電力株</del> 、 <del>中部電力パワーグリッド株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株)<br>ア 電力施設の保全、保安に関する事。イ 電力の供給に関する事。 |                |          |   |  |       |                |          |   |                |
| 機関の名称  | 処理すべき事務又は業務の大綱  |                |          |   |  |       |                |          |   |                |
| (10)電力会社   | ( <del>中部電力株</del> 、東京電力ホールディングス株、関西電力株、東北電力株)<br>ア 電力施設の保全、保安に関する事。<br>イ 電力の供給に関する事。                       |                |          |   |  |       |                |          |   |                |

| 新   | 旧   | 修正理由・備考   |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、<u>航空交通ネットワークの機能強化</u>、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</u></p> <p><u>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u></p> <p><u>f 民間事業者</u>に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める</p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p><u>i 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>j 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い県づくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p><u>e 民間事業者</u>に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>f 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。</u></p> | <p>国防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年房総半島台風に係る国の検証を踏まえた修正</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p><u>k</u> 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</p> <p><u>l</u> 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。</p> <p><u>m</u> 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</u></p> <p><u>e</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p><u>f</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> | <p><u>g</u> 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</p> <p><u>h</u> 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。</p> <p><u>i</u> 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>(ク) 避難促進施設の指定基準</u></p> <p><u>活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号により、警戒地域の火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（以下「避難促進施設」という。）の指定を市町村防災会議は行わなければならない。</u></p> <p><u>指定にあたっての基準は、各火山防災協議会において検討する火山現象影響範囲を基本とする。</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(オ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>d</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>e</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>県の実施する計画ではないため削除</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |
|--|---|--|

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p><u>(キ) 避難経路の設定</u><br/> <u>住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。</u></p> <p>(ク) 避難促進施設の指定<br/>         市町村防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。<br/> <u>現在、火山防災協議会で定めている避難促進施設指定基準は以下のとおり。</u></p> <p><u>a 御嶽山における避難促進施設指定基準</u></p> <p>(a) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設</u></li> <li>○ <u>宗教施設は活火山法施行令に定めがなため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する</u></li> </ul> <p>(b) 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>剣ヶ峰南西斜面の火口（79-7）から4kmの範囲</u></li> <li>○ <u>市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする</u></li> </ul> <p><u>b 乗鞍岳における避難促進施設指定基準</u></p> <p>(a) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設</u></li> <li>○ <u>宗教施設は火山法施行令に定めがないため、施設の利用形態を踏まえて市町村長が判断する。</u></li> </ul> <p>(b) 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>想定河口域から4kmの範囲内にある施設</u></li> <li>○ <u>市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする。</u></li> </ul> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>d 地方整備局は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。（別記参照）</u></p> <p><u>e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p>(キ) 避難促進施設の指定<br/>         市町村防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</u></p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>実効性の確保に留意するもの</u></p> | <p>避難経路を設定する際の基準を記載</p> <p>避難促進施設指定基準の記載箇所を修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |
|---|--|--|

|  |  |                                 |
|--|--|---------------------------------|
| <p><u>の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p><u>f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（別記）防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照</u></p> | <p>とする。</p> <p><u>e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>令和元年房総半島台風に係る国の検証を踏まえた修正</p> |
|--|--|---------------------------------|

| 新  | 旧   | 修正理由・備考   |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)</p> <p style="color: red;">また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。(全部局)</p> <p>(ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間</u>等を定めておくものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)</p> <p>(ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。</p> | <p>被害が甚大な地域からは、発災当初、被害の報告が出来ないのが一般的であるため、時間軸を意識した情報収集の内容を定めることで、情報が無いことが、甚大な被害の可能性に関する重要な情報となるよう情報収集体制について記載を追加するもの</p> |

| 新   | 旧   | 修正理由・備考   |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第4節 活動体制計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 職員の参集・活動体制</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(カ) <u>過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討するものとする。</u></p> <p>また、体制の見直しについては、訓練等を通じPDC Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>(キ) <u>発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）</p> <p>(ウ) <u>ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 組織の整備</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(エ) 火山防災協議会</p> <p>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>a 御嶽山火山防災協議会</p> <p>御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制</p> | <p style="text-align: center;"><b>第4節 活動体制計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 職員の参集・活動体制</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(カ) <u>過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。</u></p> <p>また、体制の見直しについては、訓練等を通じPDC Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>2 組織の整備</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(エ) 火山防災協議会</p> <p>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>a 御嶽山火山防災協議会</p> <p>御嶽山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、御嶽山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制</p> | <p>令和元年東日本台風の反省を踏まえ、人命救助から被災者支援への重点移行に速やかに対応できるよう、発災約 72 時間以降の、災害対策本部室の体制を事前に整理することが重要であるため記載を追加</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |



|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>の整備等の検討を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>3 防災中枢機能等の確保</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや<u>電動車</u>の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星<u>通信</u>の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p> | <p>の整備等の検討を行う。</p> <p><u>また、御嶽山における避難促進施設指定基準については次のとおりとする。</u></p> <p><u>a 対象施設</u></p> <p><u>○活動火山対策特別措置法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設</u></p> <p><u>○その他利用実態を踏まえ市町村長が必要と認める施設</u></p> <p><u>b 対象範囲</u></p> <p><u>剣ヶ峰南西斜面の火口（79-7）から4kmの範囲を基本とする。</u></p> <p><u>ただし、融雪型火山泥流等や地域の実情を考慮して、対象範囲を拡大させることができるものとする。</u></p> <p><b>3 防災中枢機能等の確保</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星<u>携帯電話</u>の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p> | <p>避難促進施設指定基準については、第2章第1節に記載</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |
|---|---|---|

| 新   | 旧  | 修正理由・備考  |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第6節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 救助・救急用資機材の整備</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。</p> <p>これらの状況から、<u>救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、</u>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p><b>2 医療用資機材等の備蓄</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、<u>機関ごと</u>に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。</p> <p>また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。</p> <p>(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第6節 救助・救急・医療計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 救助・救急用資機材の整備</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車29台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%、救急自動車98.3%である。</p> <p>これらの状況から、<u>救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、</u>消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p><b>2 医療用資機材等の備蓄</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、<u>各機関ごと</u>に必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。</p> <p>また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。</p> <p>(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。</p> | <p>数値の更新</p> <p>充足率を考察して変更</p> <p>全角半角の修正</p> <p>文言の整理</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。<br/><u>また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>c <u>使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に <u>13</u> 箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター</u>又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p> <p>4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p> | <p>b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。</p> <p>c <u>使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に <u>10</u> 箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>長野厚生連佐久総合病院</u>又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p> <p>4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p> | <p>風水害対策編との整合</p> <p>数値の更新</p> <p>施設名の統一</p> <p>正式名称に変更</p> |
|--|--|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> | <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p><b>ウ【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> |  |
|--|--|--|

| 新   | 旧   | 修正理由・備考   |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第11節 避難受入れ活動計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</u></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 避難計画の策定等</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>イ【県が実施する計画】</b></p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブナーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・農政部）</p> <p><b>ウ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第11節 避難受入れ活動計画</b></p> <p><b>第1 基本方針</b></p> <p>災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1 避難計画の策定等</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>イ【県が実施する計画】</b></p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、<u>株式会社サークルKサンクス</u>、株式会社セブナーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・農政部）</p> <p><b>ウ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> | <p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善、特にTKBの重要性について記載する</p> <p>株式会社サークルKサンクスとの協定解消に伴う修正</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <p><u>○ホームページ、Twitterによる周知</u></p> <p>○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</p> <p>○住民に対する巡回指導</p> <p>○防災訓練等</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p><u>○ホームページ、Twitterによる周知</u></p> <p>○広報車による周知</p> <p>○避難誘導員による現地広報</p> <p>○住民組織を通じた広報</p> <p>なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策については「第3章第17節 保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</u></p> | <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <p>○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</p> <p>○住民に対する巡回指導</p> <p>○防災訓練等</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <p>○広報車による周知</p> <p>○避難誘導員による現地広報</p> <p>○住民組織を通じた広報</p> <p>なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> | <p>ホームページ等による周知を追加</p> <p>令和元年東日本台風における他都県での課題を踏まえた国の防災基本計画の反映</p> <p>避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加する</p> |
|---|--|--|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>(カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</u></p> <p>(キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、<u>LP</u>ガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(サ) 「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」(令和2年7月改定)、<u>長野県避難所TKBスタンダード</u>等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> | <p>(カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>(キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、<u>エルピー</u>ガスなどの常設に努めるものとする。</p> <p>(サ) 「<u>避難所マニュアル策定指針</u>」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。</p> | <p>令和元年東日本台風における、避難所での難聴者等への情報提供に関する課題を踏まえ、情報補償に関する記載を追加する</p> <p>避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善に、県、市町村、NPO等が協力して取り組むたもの水準目標についての記載を追加する</p> |
|--|---|--|

| 新   | 旧   | 修正理由・備考                               |
|---|---|---------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも<u>連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意</u>する。</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。また、<u>IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り</u>、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p><u>非常用電源の整備等による</u>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散<u>及び安全な設置場所の確保</u>、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会との<u>連携にも十分配慮</u>する。</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図るものとする。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など電気通信設備の安全信頼性強化及び火山周辺の携帯電話の不感地域の解消に向けた取組を推進することに努めるものとする。</p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて、電気通信設備とその付帯設備には必要な耐水、耐風及び耐雪を行うとともに、下記の施策を逐次実施するものとする。</p> | <p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |



| 新  | 旧  | 修正理由・備考  |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第24節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>4 山地災害危険地対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>令和2</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,262</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>3,629</u>箇所である。</p> <p><b>5 土砂災害警戒区域の対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、<u>令和2年12月31日</u>現在で<u>27,048</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,381</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）</b></p> <p>(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>b 建築基準法に基づく建築物の構造規制 <u>を踏まえた安全確保の推進</u></p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。</p> <p>a 建築基準法に基づく建築物の構造規制 <u>を踏まえた安全確保の推進</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第24節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>4 山地災害危険地対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成31</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,710</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,623</u>箇所である。</p> <p><b>5 土砂災害警戒区域の対策</b></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり</u>、このうち<u>平成28年4月1日</u>現在で<u>26,690</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,332</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）</b></p> <p>(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>b 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p><b>イ【市町村が実施する計画】</b></p> <p>(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。</p> <p>a 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> | <p>時点修正</p> <p>時点修正<br/>風水害編等と文言の統一</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |

| 新  | 旧  | 修正理由・備考                |
|--|--|------------------------|
| <p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(カ) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市町村、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |

| 新  | 旧  | 修正理由・備考                           |
|--|--|-----------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第30節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業<u>農村支援</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業<u>農村支援</u>センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（農政部）</p> <p>(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業<u>農村支援</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>農業<u>農村支援</u>センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐<u>等</u>を実施する。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第30節 農林水産物災害予防計画</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業<u>改良普及</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業<u>改良普及</u>センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（農政部）</p> <p>(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業<u>改良普及</u>センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>農業<u>改良普及</u>センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施する。</p> | <p>組織改正に伴う修正</p> <p>限定的な記載を変更</p> |

| 新  | 旧  | 修正理由・備考                |
|--|--|------------------------|
| <p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> | <p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> | <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |

| 新  | 旧  | 修正理由・備考   |
|--|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第39節 火山災害対策に関する調査及び観測</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1【県が実施する計画】</b></p> <p>(1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。<br/>(危機管理部)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。(危機管理部)</p> <p><b>3【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(4) 本県に<u>関係する気象庁が常時監視する</u>活火山の観測は以下のとおり実施されている。</p> <p>ア 浅間山<br/>気象庁地震火山部火山<u>監視</u>課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所、関東地方整備局利根川水系砂防事務所が必要な観測を行っている。</p> <p>イ 御嶽山<br/>気象庁地震火山部火山<u>監視</u>課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>ウ 焼岳<br/>気象庁地震火山部火山<u>監視</u>課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。</p> <p>エ 乗鞍岳<br/>気象庁地震火山部火山<u>監視</u>課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p><u>オ 草津白根山</u><br/><u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第39節 火山災害対策に関する調査及び観測</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p><b>1【県が実施する計画】</b></p> <p>(1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。<br/>(危機管理部)</p> <p><u>(2) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。(危機管理部)</u></p> <p>(3) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。(危機管理部)</p> <p><b>3【関係機関が実施する計画】</b></p> <p>(4) 本県に<u>おける</u>活火山の観測は以下のとおり実施されている。</p> <p>ア 浅間山<br/>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所浅間火山観測所、関東地方整備局利根川水系砂防事務所が必要な観測を行っている。</p> <p>イ 御嶽山<br/>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、岐阜県、国土地理院、中部地方整備局、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p>ウ 焼岳<br/>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、北陸地方整備局、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所等が必要な観測を行っている。</p> <p>エ 乗鞍岳<br/>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GNSS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学が必要な観測を行っている。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>実施する計画の見直しによる。</p> <p>組織改正を反映</p> <p>山体が県外にある3火山（草津白</p> |

|  |                         |                             |
|--|-------------------------|-----------------------------|
| <p><u>を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京工業大学、草津町が必要な観測を行っている。</u></p> <p>カ 新潟焼山</p> <p><u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、東京大学地震研究所、新潟県が必要な観測を行っている。</u></p> <p>キ 弥陀ヶ原</p> <p><u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（GNSS）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、防災科学技術研究所、京都大学が必要な観測を行っている。</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>根山、新潟焼山、弥陀ヶ原)についても追加</p> |
|--|-------------------------|-----------------------------|

| 新  | 旧   | 修正理由・備考   |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応<br/>                     (イ)【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>a 気象庁地震火山部火山監視課火山監視警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）<br/>                             気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</li> <li>・ 噴火予報<br/>                             気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。</li> </ul> <p>i 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応<br/>                     (イ)【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>a 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。</p> <p>c 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)<br/>                             気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。</li> <li>・ 噴火予報<br/>                             気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。</li> </ul> <p>i 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する。</p> | <p>組織再編に伴う修正<br/>                     （令和2年10月1日）</p> |

|  |  |                             |
|--|--|-----------------------------|
| <p>別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統<br/>                 (1) 噴火警報・予報等の通報伝達系統図</p> <div data-bbox="186 331 403 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター             </div> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p> <div data-bbox="186 646 403 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター             </div> <p>別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表<br/> <u>噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表については資料編資料2-4「噴火警戒レベルリーフレット」を参照</u></p> | <p>別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統<br/>                 (1) 噴火警報・予報等の通報伝達系統図</p> <div data-bbox="1380 331 1596 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター             </div> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p> <div data-bbox="1380 646 1596 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター             </div> <p>別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表</p> | <p>警戒レベル表については資料編参照とする。</p> |
|--|--|-----------------------------|



| 新   | 旧   | 修正理由・備考  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
|---|---|--|------|------|-----|---------|-----------|-----|-------|---------------------|-----|-------|--------------|-----|--|----------|-------|---------|-----------|-----|-------------|--------|-----------------|------|----------|---------------------------|--|------------|-------------|--|--------|-----|-------|---|------|------|------|------|-----|---------|-----------|-----|-------|---------------------|-----|-------|--------------|-----|---|----------|-------|---------|-----------|-----|-------------|--------|-----------------|------|----------|---------------------------|--|------------|-------------|--|--------|-----|-------|------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p><b>第2 活動の内容</b></p> <p><b>2 被害状況等の調査と調査責任機関</b></p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>県地域振興局長は、被災地における被害の状況から<u>情報の収集・連絡体制の強化</u>が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に<u>情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣</u>を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、<u>県警察本部</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p>  | <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p><b>第2 活動の内容</b></p> <p><b>2 被害状況等の調査と調査責任機関</b></p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>県地域振興局長は、被災地における被害の状況から<u>県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援</u>が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>災害対策本部室</u>）に<u>情報収集チームの派遣</u>を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>災害対策本部室</u>）は<u>必要な職員により情報収集チーム</u>を構成し速やかに派遣するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、<u>都道府県警察等関係機関</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> | <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p>                   |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">調査事項</th> <th style="width: 33%;">調査機関</th> <th style="width: 33%;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市町村</td> <td>農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・<u>水産試験場</u>・農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農地農業用施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>地域振興局・市町村・森林管理署</td> <td>森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市町村</td> <td>建設事務所</td> </tr> </tbody> </table> | 調査事項  | 調査機関   | 協力機関 | 概況速報 | 市町村 | 県関係現地機関 | 人的及び住家の被害 | 市町村 | 地域振興局 | 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況 | 市町村 | 地域振興局 | 農・畜・養蚕・水産業被害 | 市町村 | 農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・ <u>水産試験場</u> ・農業協同組合 | 社会福祉施設被害 | 施設管理者 | 保健福祉事務所 | 農地農業用施設被害 | 市町村 | 地域振興局・土地改良区 | 林業関係被害 | 地域振興局・市町村・森林管理署 | 森林組合 | 公共土木施設被害 | 建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関 |  | 土砂災害等による被害 | 建設事務所・砂防事務所 |  | 都市施設被害 | 市町村 | 建設事務所 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">調査事項</th> <th style="width: 33%;">調査機関</th> <th style="width: 33%;">協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市町村</td> <td><u>地域振興局</u>・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>農地農業用施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・土地改良区</td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>地域振興局・市町村・森林管理署</td> <td>森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂災害等による被害</td> <td>建設事務所・砂防事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>市町村</td> <td>建設事務所</td> </tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 調査機関 | 協力機関 | 概況速報 | 市町村 | 県関係現地機関 | 人的及び住家の被害 | 市町村 | 地域振興局 | 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況 | 市町村 | 地域振興局 | 農・畜・養蚕・水産業被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> ・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合 | 社会福祉施設被害 | 施設管理者 | 保健福祉事務所 | 農地農業用施設被害 | 市町村 | 地域振興局・土地改良区 | 林業関係被害 | 地域振興局・市町村・森林管理署 | 森林組合 | 公共土木施設被害 | 建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関 |  | 土砂災害等による被害 | 建設事務所・砂防事務所 |  | 都市施設被害 | 市町村 | 建設事務所 | <p>組織改正に伴う修正</p> |
| 調査事項  | 調査機関  | 協力機関   |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 概況速報  | 市町村   | 県関係現地機関  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 人的及び住家の被害   | 市町村   | 地域振興局  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況   | 市町村   | 地域振興局  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 農・畜・養蚕・水産業被害  | 市町村   | 農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・ <u>水産試験場</u> ・農業協同組合 |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 社会福祉施設被害  | 施設管理者   | 保健福祉事務所  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 農地農業用施設被害   | 市町村   | 地域振興局・土地改良区                                      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 林業関係被害  | 地域振興局・市町村・森林管理署   | 森林組合   |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 公共土木施設被害  | 建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関   |  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 土砂災害等による被害  | 建設事務所・砂防事務所   |  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 都市施設被害  | 市町村   | 建設事務所  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 調査事項  | 調査機関  | 協力機関   |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 概況速報  | 市町村   | 県関係現地機関  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 人的及び住家の被害   | 市町村   | 地域振興局  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況   | 市町村   | 地域振興局  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 農・畜・養蚕・水産業被害  | 市町村   | <u>地域振興局</u> ・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 社会福祉施設被害  | 施設管理者   | 保健福祉事務所  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 農地農業用施設被害   | 市町村   | 地域振興局・土地改良区                                      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 林業関係被害  | 地域振興局・市町村・森林管理署   | 森林組合   |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 公共土木施設被害  | 建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関   |  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 土砂災害等による被害  | 建設事務所・砂防事務所   |  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |
| 都市施設被害  | 市町村   | 建設事務所  |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |  |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |   |      |      |      |      |     |         |           |     |       |                     |     |       |              |     |   |          |       |         |           |     |             |        |                 |      |          |                           |  |            |             |  |        |     |       |                  |

|              |                   |                 |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 水道施設被害       | 市町村               | 地域振興局           |
| 廃棄物処理施設被害    | 市町村・ <u>施設管理者</u> | 地域振興局           |
| 感染症関係被害      | 市町村               | 保健福祉事務所         |
| 医療施設関係被害     | 施設管理者             | 保健福祉事務所         |
| 商工関係被害       | 市町村               | 地域振興局・商工会議所・商工会 |
| 観光施設被害       | 市町村               | 地域振興局           |
| 教育関係被害       | 設置者・管理者・市町村       | 教育事務所           |
| 県有財産被害       | 県関係機関             |                 |
| 市町村有財産被害     | 市町村               |                 |
| 公益事業関係被害     | 鉄道・通信・電力・ガス等関係機関  | 地域振興局           |
| 警察調査被害       | 警察署               | 市町村・警備業協会       |
| 火災速報         | 市町村               |                 |
| 危険物等の事故による被害 | 市町村               |                 |
| 水害等速報        | 水防関係機関            |                 |

(削除)

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

f 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

(イ) 県現地機関等の実施事項

a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。

b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

|              |                  |                 |
|--------------|------------------|-----------------|
| 水道施設被害       | 市町村              | 地域振興局           |
| 廃棄物処理施設被害    | 市町村              | 地域振興局           |
| 感染症関係被害      | 市町村              | 保健福祉事務所         |
| 医療施設関係被害     | 施設管理者            | 保健福祉事務所         |
| 商工関係被害       | 市町村              | 地域振興局・商工会議所・商工会 |
| 観光施設被害       | 市町村              | 地域振興局           |
| 教育関係被害       | 設置者・管理者・市町村      | 教育事務所           |
| 県有財産被害       | 県関係機関            |                 |
| 市町村有財産被害     | 市町村              |                 |
| 公益事業関係被害     | 鉄道・通信・電力・ガス等関係機関 | 地域振興局           |
| 警察調査被害       | 警察署              | 市町村・警備業協会       |
| 火災速報         | 市町村              |                 |
| 危険物等の事故による被害 | 市町村              |                 |
| 水害等速報        | 水防関係機関           |                 |

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地域振興局長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。

g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地域振興局を通じ被災市町村へ連絡する。

(イ) 県現地機関等の実施事項

a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。

b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

不要な文言の削除

令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>c 把握した被害状況等を<u>長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</u></p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に<u>情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣</u>の派遣を求めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(オ) <u>「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</u></p> <p><b>イ 水防情報</b></p> <p>(ア) 雨量の通報（<u>長野県河川砂防情報ステーション</u>にシステム障害が発生した場合）</p> <p>a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。</p> <p>b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。</p> <p>c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。</p> <p>(イ) 水位の通報（<u>長野県河川砂防情報ステーション</u>にシステム障害が発生した場合）</p> <p>a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。</p> <p>b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。</p> <p>c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。</p> <p><b>ウ 噴火に関する情報</b></p> <p>噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。</p> <p><b>5 通信手段の確保</b></p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、</p> | <p>c 把握した被害状況等を<u>地域振興局総務管理課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。</u></p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>災害対策本部室</u>）に<u>情報収集チーム</u>の派遣を求めるものとする</p> <p><u>e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。</u></p> <p>(オ) <u>「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める</u></p> <p><b>イ 水防情報</b></p> <p>(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）</p> <p>a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。</p> <p>b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。</p> <p>c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。</p> <p>(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）</p> <p>a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。</p> <p>b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。</p> <p>c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。</p> <p><b>ウ 噴火口情報</b></p> <p>噴火口の位置は、その後の火山現象の影響範囲の予測や、避難対象地域の判断等に重要であることから、気象庁、地方公共団体等は、噴火後速やかに噴火口の特定、噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努める。</p> <p><b>5 通信手段の確保</b></p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、</p> | <p>地方部の情報収集体制は風水害対策編第3章第3節で詳細を記載するため削除<br/>運用開始を踏まえた修正</p> <p>県ウェブサイト名を記載</p> <p>「噴火口情報」という情報があるように誤解を与えないため修正</p> |
|--|--|--|

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、<u>無人航空機等</u>による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(2) 【市町村が実施する事項】</p> <p>ア <u>災害情報の共有ならびに通信手段確保のため</u>市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。</p> <p>イ <u>災害情報の共有ならびに通信手段確保のため</u>可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。</p> <p>ウ <u>必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u></p> <p>(3) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p><u>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</u></p> | <p>支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>(2) 【市町村が実施する事項】</p> <p>ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。</p> <p>イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。</p> <p>(3) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p><u>重要通信の優先的な取扱を図るものとする。</u></p> | <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p> |
|---|---|---|

| 新   | 旧  | 修正理由・備考  |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p><b>1 消防活動</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 消火活動関係</p> <p>a 出火防止及び初期消火<br/>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う<u>ものとする。</u></p> <p><b>ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</b></p> <p>(イ) 救助・救急活動</p> <p><u>住民同士等において</u>、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに<u>(共助)</u>、消防機関等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p><b>2 水防活動</b></p> <p><b>ア【県が実施する対策】(建設部)</b></p> <p>(エ) 水防資器材・<u>車輛</u>の貸与等<br/>水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・<u>車輛</u>の貸与等を行う。</p> <p><b>エ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</b></p> <p>(イ) 水防資器材の貸与等<br/>水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・<u>車輛</u>の貸与等を行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第8節 消防・水防活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>イ【市町村が実施する対策】</b></p> <p>(ア) 消火活動関係</p> <p>a 出火防止及び初期消火<br/>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。</p> <p><b>ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】</b></p> <p>(イ) 救助・救急活動<br/>自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。</p> <p>特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p><b>2 水防活動</b></p> <p><b>ア【県が実施する対策】(建設部)</b></p> <p>(エ) 水防資器材の貸与等<br/>水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。</p> <p><b>エ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</b></p> <p>(イ) 水防資器材の貸与等<br/>水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行うものとする</p> | <p>文末の修正</p> <p>共助について追加</p> <p>県・地整としてポンプ車を配備して水防活動に活用することを具体的に記載</p> |

| 新  | 旧   | 修正理由・備考          |
|--|---|------------------|
| <p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】（各部局）</p> <p>(ウ) 放置車両等の移動等</p> <p>b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等<u>の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。（建設部）</u></p> | <p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】（各部局）</p> <p>(ウ) 放置車両等の移動等</p> <p>b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等<br/><u>の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。（建設部）</u></p> | <p>文書構成に伴う修正</p> |

| 新  | 旧   | 修正理由・備考   |
|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、<u>指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握し、<u>国〔内閣府〕に共有</u>するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p>(セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する</u>ものとする。</p> <p><u>(タ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(チ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>(ツ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市町村は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、<u>良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。（危機管理部）</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。<u>また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>(セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> | <p>避難所の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な事項について追加するとともに、避難所の環境向上に関する実務者検討会中間報告書を踏まえ、避難所の環境改善に、県、市町村、NPO 等が協力して取り組むたもの水準目標についての記載を追加する。</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）</p> <p><u>(ア) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、<u>在宅避難者</u>、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>(エ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u></p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の</u></p> | <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、<u>住宅での避難者</u>、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされる<u>よう努める</u>ものとする。</u></p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う</p> | <p>令和元年東日本台風災害対応の振り返りによる修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |
|---|--|---|



|  |                                   |  |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> | <p>など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> |  |
|--|-----------------------------------|--|

| 新   | 旧   | 修正理由・備考                |
|---|---|------------------------|
| <p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害等の危険箇所</u>及び施設の点検を実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害危険箇所</u>及び施設の点検を実施する。</p> | <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> |

| 新   | 旧  | 修正理由・備考  |
|---|--|--|
| <p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部）</p> <p>(ア) 県及び<u>農業農村支援センター</u>は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を作成し、農業<u>農村支援</u>センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p>(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p><u>(エ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 農業<u>農村支援</u>センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>農業農村支援センター</u>に報告するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部）</p> <p>(ア) 県及び<u>地域振興局</u>は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。</p> <p>(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を作成し、農業<u>改良普及</u>センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p>(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 農業<u>改良普及</u>センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>地域振興局</u>に報告するものとする。</p> | <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>令和元年東日本台風の災害対応を振り返り、農業ボランティアを位置付け</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> |

| 新  | 旧  | 修正理由・備考                           |
|--|--|-----------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画 <u>(土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画)</u> に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画 <u>(土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画)</u> 及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> | <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)</p> <p>(ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。</p> | <p>避難確保計画を追記</p> <p>避難確保計画を追記</p> |